

平成29年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成29年12月13日（第6日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
白石創生推進専門監	久原雅紀	主任指導主事	石橋佳樹

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

10番	片渕彰	11番	草場祥則
-----	-----	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

9. 川崎一平議員

1. 計画的な道路整備について

2. 道の駅の整備について

3. 空き家バンク事業について

10. 重富邦夫議員

1. 騒音と振動問題、環境施策について

2. 児童生徒への支援の在り方について

日程第3 議案第88号 白石町税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第89号 白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第90号 白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第91号 白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第92号 教育委員の任命について

日程第8 発議第4号 道路事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕彰議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は2名です。順次発言を許します。川崎一平議員。

○川崎一平議員

皆さんおはようございます。

一般質問も最終日となりました。

今回、私は3つのことについてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目に、計画的な道路整備についてということで質問させていただきます。

町道や農道、国道、ほかにも県道、いろいろ町内、道路網張りめぐられておりますけれども、この道路というのは町民の方々にとって一番身近で、一番使われている箇所ではないかと、この白石町所管の分で特に使用が多いのではないかとというふうに思っております。

ここ近年、農業分野においては、農業法人化も進んでまいりまして、機械の大型化などに伴って車も大きくなってきております。これはもう、以前一般質問でも私申し上げましたように、軽トラックから1トン車、1トン車から2トン車、はたまた大きい農家では4トン車、トラック自体が昔より大分大きくなっております。したがって、道というのは自分勝手に大きくはなりません。これは誰かが手を加えて、さらに拡張をして幅員を広くしたりとか、また利用状況によっては、高い道路を低く削り取って幅員を広くしたりとか、そういったいろいろな方法で道をしっかりと確保するという事で、この農業の効率化というのももちろん上がり、また安全性も上がっていくというふうに思っております。

人間の体に例えると、血管たる道路、この道路の整備について、まず今現在農道、町道、これ一般の町民さんから見たら、どこが農道で、どこが町道なのかという区分けがなかなか難しいと思います。これ、一般的に言う農道、町道を含めての話で、建設課と農村整備課2課にまたがると思いますけれども、今現在どのぐらいの要望が上がっているのか、また補修待ち、改修待ちがどのぐらいあるのかというのを、若干ほかの数字も含めてよろしいですので、2課またがりますので、どちらの課が先というのは言いませんが、2課、順に答弁をお願いしたいと思います。

○山口弘法農村整備課長

まず、農村整備課所管の農道についてお答えいたします。

町民の方から要望が来ている分につきましては、未舗装農道の早く舗装をしてくれというふうな要望が参っております。そのほかに、途中穴がほげているとか、そういったことで、補修につきましては地元から情報を提供いただいて、その分につきましては随時調整を行って補修をしている状況でございます。

以上です。

○荒木安雄建設課長

それでは、町道についてお答えをいたします。

町道につきましては、町民の方からいろんな要望がございます。合併してからこれ

まで、要望書が提出された件数が85件、このうち対応できた件数が37件で、対応済み率44%でございます。要望内容といたしましては、道路拡幅、歩道設置、舗装の改修、側溝敷設など、さまざまでございます。

それと、要望書の提出がなく、電話や駐在員さんを通じて要望があった件数が104件、このうち対応できた件数が82件で、対応済み率79%でございます。要望内容といたしましては、舗装の穴ぼこによる補修、側溝のふたの破損による取りかえ、それと路肩の補修など、ほかにいろいろな要望がございますけれども、建設課で行っております資材支給事業、町内一円工事等で対応してきたところでございます。

これまで要望があった案件につきましては、解決できていない案件も数多く残っております。今後も、限られた予算の中で要望箇所の現地を確認し、緊急性、安全性、交通量等も考慮して、早期解決に努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○川崎一平議員

ことしに入って私のところに電話が来たのが、道路に関してですけれども、住民の方から連絡が来たのが、約五、六件ありました。その都度、場合によってはその場で電話をして、課のほうに電話をさせていただいて対応を見てきましたが、対応としてはすばらしいスピードで対応してもらっております。その場に職員さんの手があいていなければ、二、三日もすればその箇所はきちんと補修がなされておまして、本当にすばらしい対応をしているなというふうに思いました。

ただ、こうやって声のしっかり届いていく分、対面してお話ができる、現場確認がしっかりと、そのタイミングによるんですけれども、そうやってきちんと現場確認ができる場合は、スピードとして早く感じるんです。それ以外の場所、例えば書面だけで連絡をいただくとか、そういった場所に関しては、いささかスピード的に遅いのか、はたまた規模が大きくて予算がなかなかつきづらいのかというところで、私も頭を悩ませておりますけれども、職員さんの対応から見ると、そういった、ただ単に対応が遅いというのではなくて、何かしらの理由があるんじゃないかなと私は個人的に感じておりますが、ここら辺の予算のつけ具合とか、どういうふうに考えていらっしゃるのか、難しい問題になってくるとは思うんですけれども、財政にもものすごく関係しているんで難しい問題ではないかと思っておりますけれども、土木分野専門であられましたから、町長、その辺予算の兼ね合いと工事の状況と、どういうふうに御所見を持たれていきますでしょうか。

○田島健一町長

まずもって、道路の維持点検というところからお話をさせていただきますと、町内には相当な距離の町道、また農道があるわけでございます。国の機関、また県の機関においては、役所そのものが道路パトロールというのを常時されている組織もあるわけですし、またそこに確保できないときには、請負に出してパトロールというのもされているように聞いております。しかしながら、先ほど言いますように、町内の農道、町道において、そこまで、パトロールまではできかねるわけございまして、しかし

ながら、業者さんには一定期間の間、管内一円ということでもいろいろと仕事をしていただいております。今、回答を申し上げましたように、穴ぼことか少しの維持補修については、連絡を受ければすぐ対応できるような体制はとっているところでございます。

それと、対応ともう一つは予算のお話をさせていただきましたけども、建設工事といいますか、改良工事というのにも多額の事業費をつぎ込んでおまして、なかなか維持補修に回る予算が確保できていないというのは、私ども町だけでなく、県も国もそうなのかなという、うかがい知れるところもございます。

私どもとしては、安全・安心な道路をつくるためには、ある程度の維持補修費に係る費用というのでも確保していかないとというふうに思っております、今後は新しくつくる改良系よりも維持管理のほうにシフトされていくべきかなあという思いを私は持っております。これは、県においても、国においても、そういった方向になるんじゃないかなあという思いはしているところでございます。

以上です。

○川崎一平議員

本当に、先日から的一般質問でも出ておりますけれども、今のところ合併特例債もなくなり、過疎債もなくなってくるだろうということで、大分財政的に厳しいところが本当にあるというのはよくよくわかっております、私も。職員さんの対応というのが、そこに顕著に出てくるのが、ひどくなる前に即日補修をしていくという姿勢に出てきているのかなあというふうにも捉えております。でも、これが専門的な補修と違って、アスファルトにかわる材料でレミファルト、そういったもので穴ぼこを補修とか、もちろんしてもらっていますけども、いかんせん、時間的に早くまたもとの状態になってしまうというか、せっかく補修したところが、すぐまた穴ぼこに戻ってしまうというようなのが現状ではあります。

これは白石町特有かもしれませんが、道路に関して、通常の道路の使用とちよっと違って、自動車だけが、自動車、歩行者が走る道路だけではなくて、たくさん農村地帯というか、干拓地のほうとかへ行くと特にですけれども、トラクターなども走り回るわけです。このトラクターなどが走り回ると、道路に対して傷み方というのもいかんせん早くないのかなあ、タイヤのつくりに関して、重量に関して、通常の自動車と比べて道路の傷み方が早いんじゃないかなあというふうに思っておりますけれども、その辺、道路の構造、よくわからないんですけれども、つくりが違うのか、また以前一般質問で町長から答弁いただいたときに、道路のつくりが自動車が走る道路ということであって、そういった特殊なタイヤとか特殊な機械で走るとそぜ方が早いと申しますか、傷み方が早いというような話を聞きましたけれども、そういったところの設計は設計で、設計上変えられないものなのか、それに対応するように、済みません、詳しいことがはっきりとわかっていないので余り突き詰めて言えないんですけれども、例えばアスファルトを厚くするとか、厚くしたらいいというものじゃないよと言われるかもしれないんですけれども、アスファルトを厚くするとか、そういった対応の仕方、白石独自の対応の仕方とか、そういった方法があるのかなあ

のか、その辺だけでも御答弁いただけますか。

○荒木安雄建設課長

議員おっしゃいますように、町道、あらゆるところで穴ぼこが発生をいたしております。そこは、議員おっしゃいますように、補修してもすぐまだ穴ぼこができる、そういう状態でございます。これは、雨が降ったら次の日ぐらいに私たちも道路をパトロールしますけれども、そういう箇所が、雨が降った後はまたそういう状態になっているようでございます。

そういうところは、今多くなっております町内一円工事という工事で、もう何回もそういう状態のところがあれば、そこをカッター切りをいたしまして、例えば2メートル掛ける1メートル、そういう面積で路盤から入れかえると。路盤にいたしましても、粒状採石を下に敷き詰めてその上に舗装をするわけですがけれども、それでも悪いところは中央混合といまして、F e 石灰というのがございます。それと路盤を入れかえて、丈夫な路床をつくってから舗装をやる方法もございますので、今後もそういう状態が続けば、そういうことで路盤を入れかえて工事をいたしていくようにしております。

以上でございます。

○川崎一平議員

済みません。道路の設計についてはどうでしょうか。特に、農機具が走るからといって設計をさっき言ったようにアスファルトを厚くするとか、設計の構造を変えるとというのができないものかというのを答弁をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○荒木安雄建設課長

道路の構造につきましては、先ほど言いましたように下層路盤、それから上層路盤でございます。それで、粒状採石から舗装をしますけれども、先ほど言いましたように、これは、国県道では、路盤が悪いところは、先ほど言いましたように、中央混合といまして路盤を全面的に入れかえる方法、それから農道につきましてはF e 石灰方法による路上混合といまして、スタビライザーでかきまぜて路盤をつくって、それに粒状採石を載せて、それから舗装していく方法がございます。町道といたしましては、粒状採石、それから舗装厚が大体5センチ、町道につきましては、しかしながら農道につきましては3センチで舗装を行っているところでございます。

以上でございます。

○田島健一町長

私から補足して説明をいたします。

先ほど課長は、路盤等々の話をしっかりとしてくれたわけでございますけれども、路盤を何センチにするとか、舗装を何センチにするとかというのは、道路構造令によりまして、車の荷重、例えば大型車両がこの路線だったら何台通ります、この路線

だったら何台通りますという交通量から推測して、そして舗装は何センチ、路盤は何センチというふうな設計をしていきます。そのときに、自動車荷重というのが一般的には、代表選手はトラックなんです。大型トラック、大型車両、20トン車両が何台通るかということで設計をしてまいります。そういうことで、トラクターが何台通るとか、またこれは皆さんも御承知のとおりだと思いますけども、道路上ではブルドーザーとかバックホーとかは、基本的には通ったらいけません。それは、鉄板を敷いてみたり、また牽引車で引っ張っていくということになるわけでございまして、そういった特殊な車両の設計荷重というのは、加味していないのが現状だというふうに思います。以上です。

○川崎一平議員

ありがとうございました。大変、私も勉強になりました。

これ最近、ここ1年というか、ことしに入って特になんですけれども、やはり路盤の問題なのか、幅員の問題なのか、一人一人聞いてみないとわからないんですけれども、ことしの稲刈りの時期に、トラクターで引っ張る牽引車がことし爆発的にふえているように感じました。これはうちも1台購入していたんですけれども、大きな機械、コンバイン等を運ぶときに、通常トラックに乗せて運びたいんですけれども、そのトラックをとめておくスペースすらないという、路上にとめておく離合できないものですから、ほかの人に迷惑がかからないようにということで、トラクターでの牽引、トレーラー牽引でコンバインを回送するという方が本当にふえているように感じました。こういった部分で、農業されている方はトラックを持っていても、自分のトラックを使いづらいということでトレーラーに変更されて、また新たなコストが生み出されてしまって、こういった部分で何かしら作業をする側、道路を使う側としても、少しでも人の迷惑にならないようにということで、自分の懐を痛めて、コストをかけて仕事をされているということをひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

この道路に関しては、先ほど、冒頭申しましたように、自分から広くなってみたり、自分から直ってみたりということをございませぬので、誰かしらの手を加えて初めてきれいになったりとか、補修がなされたりするわけです。こういったところを先送りにしていくと、だんだんとツケが回ってきて、後々本当に手が回らない、財源は減っていく、けど補修箇所はふえていくということで、ある程度スピード感を持ったような対応を今後していただきたいなというふうに思っております。この答弁は結構でございます。

次に参りますけれども、生活道路の中で、これもまた近年よく私のほうに連絡がありますけれども、路肩が崩れて路肩に敷いてるクラッシャー、採石が全面に散乱すると、崩れていって、わかる方、わからない方いらっしゃると思いますけども、タマネギの畝でいうと1本分が砂利によって耕作できなかつたというようなところも見受けられております。

こういった部分の補修に関してどのぐらい要望が上がってきているのか、お話が町のほうに来ているのかというのがわかれば教えていただきたいと思っております。

○荒木安雄建設課長

議員御指摘のとおり、町道には補修が必要な箇所が多く存在しており、地元からの要望も各地区からいただいております。町といたしましても、町内一円の町道について、毎年度維持工事を発注し、工事対応をしておりますが、限られた予算の範囲内では、要望箇所全てを対応するには至っていないのが現状でございます。

町といたしましても、多くの要望の中から当年度に早急に対応を要する箇所の選定基準といたしまして、まず通学路及び交通量の多い交差点付近など、利用者の安全に係る箇所を第一に考慮しながら、要望のあった順番及び一定地区に偏らないようなども考慮し、施工を進めてきております。

また、議員おっしゃいます道路の路肩崩壊箇所や土どめブロック未施工箇所等の整備につきましては、路線的な改良工事を計画している場合は町で施工を行っておりますけれども、局所的な路肩法面の整備補修につきましては、地区申請事業であります道路等環境整備事業及び住民共同環境整備資材等支給事業等による地元対応をお願いしているところでございます。今後も、定期的な道路パトロールを行い、一層強化し、健全な道路環境を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○川崎一平議員

ここも肅々と、要望が上がってきたところを、順を追ってでしょうけれども、予算の限り、範囲内で手をつけていってもらっているということで、今、上がっている要望なんかも踏まえて、またできるだけ迅速に、早急な対応をお願いしていきたいと思っております。

ほかのこの部分について質問を、先ほどの道路の構造などと、最終的に行き着くところは財源の問題にかかってくると思いますので、何度も同じような質問をしても時間の無駄だと思いますので、そこは省略させていただきたいと思っております。

続いてですけれども、同じ道路は道路でございますけれども、子供たちが毎日使う通学路、この通学路に関して質問させていただきたいと思っております。

うち、今、中学生が1人と小学生が2人、生後4箇月が1人おります。中学生、小学生にいろいろ話を聞くと、ハンドルのふらつきなのかどうなのか、運転されている方に聞かないとわからないんですけど、車が通るときに怖くて、端っこだ、電柱の陰とかに隠れてとまるわけです。そういった部分があると。子供たちに私のほうから質問をして返ってきた答えが、そういった箇所が何箇所かあるということで、これは町内全域にわたるとそういった危険と申しますか、危険を予知されるような場所がほかにもたくさんあるんじゃないかなというふうに思いまして、そういったところをわかるのであれば、学校とかでアンケート、もしくは聞き取りなんか上がってきていれば御答弁をお願いしたいと思っております。

○吉岡正博学校教育課長

危険箇所の把握でございますけれども、本町では毎年、通学道路の点検を行っております。点検の方法といたしましては、各学校、総務課、建設課、それから学校教育

課、特に、春におきましてはこれに白石警察署、杵藤土木事務所の関係機関で、合同で実施をしております。ことしも春は5月、6月に実施をいたしました。

効果といたしましては、事故等が発生する前に、事前に通学路の危険箇所を把握して安全対策を行うことで、事故等の未然防止につながっております。また、危険箇所を確認することによりまして、より安全な通学ルートの検討もしている状況でございます。

教育委員会といたしましては、それぞれの学校で毎日の登下校を見ておりますので、その確認していている情報、それから地域の方、保護者の方からの情報を学校が把握しまして、そのときに情報共有をするようにしております。

具体的にありましたのは、例えばでございますが、暗い時間帯で申しますと、交差点でガードレールがちょうど中学生の自転車のライトの位置にあると。それで、車から自転車のライトが見えないというのが実際現場に行きますとわかりまして、そこでガードレールをガードパイプのほうに変更していただけないだろうかという協議をしたり、それから生徒が横断する交差点がございますけれども、そこが横断歩道の近くになるんですけれども、横断歩道をそこで設けることができませんもんですから、かわりに交差点であることがわかるようにラインを明示して、交差点というのをはっきりさせるというような対策等をしております。

以上です。

○川崎一平議員

毎年、点検等を行われて、子供たちの安全をなるべく確保するように、未然に防ぐということで、いろいろやってもらっているということで安心いたしました。

ここで道路に関して、路盤云々の問題は、先ほどの建設課と農村整備課のほうでちゃんと受け持たれているので、そちらのほうにお願いして、通学道路に関しての、以前も申し上げましたけれども、これからというか、既にそうなんですけれども、下校時に暗くなるということで、学校近辺だけでもと申しますか、できれば生徒さんが家に帰り着くまで欲しいんですけれども、明かり、街灯が少ない。以前も街灯、防犯灯の区分けがどこでなされているのかというのがなかなか難しい問題で、私もよく、まだまだわかっていないところもあると思いますけれども、子供たちの通学に関する街灯、以前課長さんのほうにいろいろお話をしているときに課長さんから提案されたのは、センサー式の街灯なんかもどうだろうかというふうにお話をいただいたんです。その以前は、上から光を照らすだけではなく、足元での明かりというのも課長さんといろいろお話をさせていただきました。町長にもお話をさせていただきましたけれども、チャッターバー、路側帯のところではびかびか光っているやつです。ああいったふうな、通学路にそういった少しでも明かりがあつての子供たちの安全が、運転者から確認ができるような安全担保、私が言っているのは、防犯まで含めると、上からしっかり照らして、明かりでしっかりと姿を映し出すというのが一番全ての安全にとってはいいんでしょうけれども、そこは農作物の問題とか近隣の住民の方の問題、地権者の問題、いろいろございますので、せめて街灯と申しますか、私いいなと思ったのはセンサー式のライトです。太陽光で蓄電して、人が通ったときだけついて数秒後に消

えると、そういったライトとか考え、どうでしょうか。提案と申しますか、ひとつ考えていただいているかと思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○荒木安雄建設課長

川崎議員のほうから以前質問があってございましたJ A白石中央支所東の、町道築切北川線の通学路の街灯につきましては、これまで稲作への影響も考慮して、当時は町ではソーラー型、三日月型の照明を歩車道境界ブロックの横に取りつける計画はとりあえずいたしましたけれども、この製品を見ていましたら、これが防水ではなかったため、そのときは実施ができておりません。

それで最近、防水型でソーラー充電式充電ライトが発売されるようになりましたので、試験的にこのライトを取りつけてみて、どれぐらい効果があるのか検証していきたいと思っております。もし、効果があるようであれば、今後、計画的に設置し、歩行者や通学者への安全確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○吉岡正博学校教育課長

議員のお話にありました薄暮れどき、日が暮れてから、暗くなってからの点検についてでございますが、本年度は12月に実施をしております。今回は特に、部活動の終了後に暗くなってから下校する中学生の下校ルートを中心に、各学校、それから総務課、建設課、学校教育課で安全点検を行っております。

そのときの気づきでございますけれども、中学校下校時のクラブ活動の下校時間につきましては決まっておりますが、この季節、一番日の暮れるのが早い時期でございますが、午後5時15分になっております。この時刻から一斉に学校から、校門から子供たちが出てまいります。このときは、まだ暗いとは言えない時間でございますが、見ておりますと、そこから1キロ、2キロ行った、ちょうど幹線道路から外れるところぐらいから薄暗くなってまいります。お天気にもよりますが、大体5時30分の時点で、私の感覚としては、自動車のナンバーとか、それから運転者の顔が見えるか見えないかの暗さになってまいります。このときが、自転車も自動車も、ライトをつけたり、つけなかったりしているのが現状でございますが、自動車も自転車も薄暮れどきの早目の点灯をしていただく、それから自転車の反射板の重要性を非常に、そのときには感じたところでございます。

それで、自転車通学の生徒への学校の指導でございますが、指導も重要でございますけれども、家庭で我が子の命を守るということで、指導として自転車のライトが切れていないかとか、それから反射板がちゃんとついているかの点検をしていただければと考えております。

以上です。

○川崎一平議員

確かに、今、課長が申されたとおり、家での点検というのが本当に重要なんです。私も、子供たちの自転車は3台ありますけれども、本当に月1ぐらいで点検をしてお

ります。まずは、親が自分の子供の安全を確保するというのは当たり前の話でありまして、それを踏まえた上で町として、本当に先ほど建設課長が申されましたように、試験的に結構でございます。まずはやってみて、効果があれば末端へ広げていって、最初から大きな予算をつけてどんとやるのももちろん結構です。それは、潤沢に財源があればそれが一番いいんでしょうけれども、そういった試験的に始めてみるという前向きな姿勢が、一保護者としても本当にありがたい言葉だったというふうに思っております。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の項に移りたいと思ひます。

次の項で、道の駅整備についてということで上げております。

現在の進捗状況と申しましても、何度も何度も答弁されておりますけれども、先日いろいろお話を聞いていると、道の駅で計画されている用地よりも離れたところの方々というのは、余りよく、道の駅でくっつくぐらいの勢いで、どこにできるかすらもよくわかっていらっしゃる方というのも多うございました。実際、こんだけ道の駅に対していろいろ時間を割いて、いろいろお話し合いなどをされておりますけれども、まだまだ周知ができていないというところもお含みおきいただきたいと思ひます。

整備計画の現在の進捗状況は飛ばしまして、何度も同じことを言わせるのも時間の無駄かと思ひますので、道の駅の開業にかかわって今話し合いをされているメンバーさん、たくさんいらっしゃると思ひます。検討委員会とかワーキングチーム、いろいろ検討会があって、先日もワーキングチームがあったんですね。ワーキングチームの話し合いがなされておりました。

こういった中で、こういった意見を一気に集約して、しっかりと現状どういふ話し合いがなされているのかとか、どういふ段階まで話が詰められているのかというのを一挙に把握できるような職員さんとか、これはもう道の駅に関しては俺に聞けというような方をせめて1人置いておかなければ、そこは私に聞かれてもわからんけえあちち聞いてくれじゃなくて、そういった方を1人置いておくのが必要ではないのかなというふうに思っております。もちろん、課長に聞けば何でもわかると思ひますけれども、課長さんだけでなく、そういった職員さんの中でしっかりと専門的な道の駅に関して、もう約1年しかございません、開業まで。

そういった中で、先日、産業建設常任委員会で視察をしてまいりました。道の駅ましこというところがございまして、その開業にずっと携わっていらしゃった方が、まあ話を聞いて、最初の質疑のときに一言目言ったのがもう、これは全部あなたがほぼ1人でやってきたことですから、10年にわたる今までの経緯を説明された中で、全ての話が自分のものになっているんです。誰かが決めた話をペーパーにまとめてそれを説明しているのではなくて、もうまさに体験談をしっかりと話していただきました。そこで感銘を受けて、うちの白石町でそういった方が実際にいらしゃるのかなと、もしいらしゃらなければ、そういった方をこれからでもつくっていくべきではないのかなというふうに思っておりますけれども、その辺、課長いかがでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

先ほどの質問でございますけども、まずもって本町の道の駅に携わる組織につきましては、御承知とは思いますが、27年度に道の駅管理運営体制検討協議会が発足して、その中で話し合いをされておりますけども、28年度になりまして、検討協議会の中でももう少し具体的に、例えばある程度メンバー的には農業生産や販売に熱心な人とか、企画力、アイデアが豊富な人とか、地域づくり、まちづくりに熱心な人とか、幅広い年齢層を寄せてワーキングチームを発足させて、そこで検討させていただいて、協議会のほうに上げてやっていくという方法をとらせていただいております。

昨年度、ワーキングチームにつきましては、28年度13回、本年度については13回、現在までは26回開催をしている状況でございます。ワーキングの中では、座長さんを中心にワークショップをとりながらやっておりますけども、先ほどまじこの話も出ましたけども、もちろん職員のほうもワーキング、検討協議会、参加をしながら、その意見というのは集約をさせていただいております。

また、体制につきましても、もちろん28年からの職員の体制につきましても、産業創生課というのを産業課から分けて組織機構をされて、実はハード面については道の駅整備係、現在係長以下3名、それと6次産業推進係ですけども、これについてはソフト部門という形で、係長以下、地域おこし協力隊も含めて3名という形で体制をとらせていただいております。もちろん職員のほうにも強いリーダーシップが必要だと思いますけども、これは次の質問でもあるかもわかりませんが、直接道の駅を運営していただくところに、そこにも強いリーダーシップが必要である、そういった部分の必要性は感じております。職員一丸となって頑張っておりますし、もちろん俺に聞けと言われて全て答える力があるかどうかはわかりませんが、川崎議員の御提案といいますか、そういったことで強いリーダーシップを、今後も、職員のほうもとっていきたいと思っております。

以上です。

○川崎一平議員

ありがとうございます。もう本当に熱いお言葉をいただきました。

そこで、先ほど課長がちょっと触れられたと思っておりますけれども、運営を行っていく、これは道の駅オープン後に運営を行っていく母体というか、運営母体、そういったところは、誰が駅長だとか、社長だとか、どういうふうになっておりますか。

○久原浩文産業創生課長

道の駅の直接運営する組織、運営母体については、現在のところ、まだ決定をしておりません。ただ、27年基本計画の中で、道の駅の運営方針については、町で直接運営する直営方式か、新たな民間組織を設立して指定管理として運営する方式、また既存の地域組織、例えば農業団体等が指定管理として運営する方式か、第三セクター方式かという検討資料がございます。管理運営体制検討協議会、それからワーキングチームで運営母体、組織についての話も行ってございますけども、先進地の道の駅の運営組織の視察研修も行ってございます。直接、運営組織の代表者等の説明を聞いたりして、

討論、協議を行っていく中では、新たに民間組織を設立して、指定管理となって運営する方式が、町民参加型であれば、地域ぐるみで高い意識を持って運営できるのではないかという御意見等をいただいているところです。

ただ、今言いましたのは、現在のところまだ決定しておりません。今後、さらに検討を進めて、できるだけ早い時期に運営母体を立ち上げていきたいし、議員おっしゃいますように、そういった運営組織に早く立ち上げたいという思いであります。

以上です。

○川崎一平議員

まだ、運営母体が決まっていない、どこが、誰がやるというのが決まっていないというのはもちろんわかります。しかしながら、直営でやるのか、三セクでやるのか、また指定管理を置くのかって、せめてその辺が決まっていないと本当にまずいんじゃないんでしょうか。

今、検討協議会とかワーキングチームで上げられた案、またそういった夢と申しますか、意見が、みんなの夢が運営母体によって、いや、そういう方式はうちにとらないよとか、うちのスタイルじゃないもんねとか、そういった部分が出てくるんじゃないかというふうに危惧されるんじゃないかなと、そこら辺すり合わせが必要になってくると思うんです。せめて、三セクでいくのか、指定管理でいくのか、はたまた直営でいくのか、そこは早急に決めておかないと、誰がやるというのはその後でもいいんです。3本あれば、その3本で大体どういう方向性に進んでいく、権力と申しますか、誰が力を持つかという部分になるんです。直営になると、恐らくこの白石町自体が権限を持っている運営組織ができると思うんです。またまた、今度変わって三セクになると、三セクでまたその運営母体がどういうふうな運営をしていくかという、権力という言い方が適切かどうかわからないんですけれども、その方向性、そこは3種3様で変わってくると思うんで、必ず大きなすり合わせが必要になってくると思います。せめてどういった運営方式でいくのかという、運営母体をどういった方式でいくのかというのは、本当に早急に決めておかなければ、今までの時間が無駄に終わってしまったりする可能性もなきにしもあらずではないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

先ほど、私の答弁がニュアンス的にはいかにやったかもわからんとですけども、基本的には27年検討協議会の中でも、基本計画もどういったつくりでやるかという、運営方式についても検討はされております。その部分でいけば、先ほど申しました、新たに民間組織を設立して指定管理者となって運営する方式、これがベターじゃないのかという意見、それはワーキングにつきましてもおおむねそういった意見をいただいておりますので、協議の中で、検討する中では、そこを頭に入れてずっと協議をしておりますんで、そこら辺は少しデリケートな問題でありますけども、方向性としては今言いましたように、新たに民間組織を設立して、それを町が指定管理という形で検討をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○川崎一平議員

本当に、先日、先ほども申しあげましたように、視察をさせていただきました道の駅ましこと、もう一箇所、まくらがの里こがというところがございましたけれども、ましこは第三セクターと、まくらがの里こがというところは指定管理を置いてあります。運営の仕方が、直接お話を聞かなくても、その場に入るとスタイルが違うんです。もう本当、三セクでやっていらっしゃる道の駅ましこなんかは、地域色が思い切り出ているんです。売り上げは、後者のこがのほうがはるかに大きいんですけれども、そこは指定管理を置いていらっしゃって、母体がかちがちの商売、これはもうすごかったです。誰でも戦略は持っているんでしょうけれども、戦略の奥深さが顕著に出ておりました。そのかわり、きちんと数字に反映させて、しっかりとした経営がなされておると。これだけ温度差があったんで、そこら辺、しっかりと見据えられてのことだとは思いますが、その辺、しっかりと考えてやっていっていただきたいと思います。

いずれにせよ、この道の駅というのが、2手、3手目、4手目、本当、この辺でいうと、やっとな道の駅というぐらい真新しさがまずもって余りないもので、競争相手が一日の長あって、競争相手と申しますか、そのほかの道の駅さんが一日の長あって、先に進んでいらっしゃいます。

こういった中で、白石が道の駅を立ち上げて、道の駅としてうまくやっていくためには、今からの考え方、スピード、あと大事なのはいかに白石色を出していくか、町長が終始こだわっていらっしゃいます直売産品、販売用の物品もオール白石産にこだわる。すばらしいことじゃないかと思います。これはまさに白石色ですよ。もう白石色一色しかないです。ほかの色がない。そういった白石色一色、この白石色をしっかりと出していくために、こうやって白石を知っている人からの話をしっかりと集約して、磨きをかけて表舞台に出していくという、そういったスタイルで今後もやっていっていただきたいというふうに思います。

そこで、1つ思ったんですけれども、以前から議員説明会とかでも設計図を見せていただいております。売り場としてこうなるよと、駐車場はこうなります、敷地の中でもここからこっちが白石町内の持ち分で、こっちからこちらは県が手を挙げますよということで、いろいろお話を受けておりますけれども、そういった中で、売り場に関してです。建物の中の売り場に関してですけれども、あの設計というのはこれ検討委員会とかで話された設計なのかどうかというところをひとつお願いしたいと思えます。

○久原浩文産業創生課長

道の駅の建物、特に売り場面積もですけども、各施設、情報施設とかトイレとか、全部ありますけども、その面積については、28年度より管理運営体制検討協議会を立ち上げておりますので、その内容について、27年度12回程度協議をいただいております。その中で、協議をした中で検討いただいた結果を町のほうで取りまとめて反映さ

せたのが、平成27年度策定の基本計画となっております。これについては、おおむね何㎡から何㎡とか、そういった文言でございますけども、そういった検討協議会の協議に基づいて、町のほうが基本計画のほうに反映していることになっております。それを28年度に下部組織でありますワーキングチームが発足しておりますので、その基本計画策定についての経緯等をお話ししながら、内容について、売り場面積等、また協議をしていただいて、その結果について検討協議会のほうに報告をいただいて、最終的な決定については町のほうでしたところで、それを29年の設計のほうに行っているということでございます。ちなみに、1階分の物販のスペースの面積については、297㎡程度となっております。最初、27年度、検討協議会のほうで直売所というか、物販の部分については、大体大まかな数字で280から330㎡じゃないのかなということで、それを28年検討しながら、基本設計と実施設計のほうに反映させているという状況でございます。

以上です。

○川崎一平議員

この内部設計とか駐車場内の設計、一度青写真が出たから、もうそれから変更が全くききませんよだけでなく、後から気づく面も出てくると思います。間に合う限り、可能な限りは、いい方向に向かうのであればしっかりと変更をかけながらも、専門的な意見とかももちろん必要でしょうけれども、そういった点を踏まえて、上がった点はもう変更できませんって言うだけではなくて、取り入れて、後で改修するのはものすごくお金もかかるし、労力もエネルギーも使います。最初のうちにいろんな意見を聞いて、それを真摯に受けとめて改良をしていただければなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、道の駅に関してですけれども、ものを売るというのも道の駅の機能の一つとしてあります。ここで、道の駅でもものを売るということに関しては、白石の商工会の方々とのある意味連携も必要になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、購買するに当たってのお客さんの動線をつくるにしても、商売のプロということで、白石の商工会のプロの意見も踏まえながら検討をしていっていただきたいというふうに思ひます。

それでは、次の項に入ります。

空き家バンク事業についてでございますけれども、これはまた先日から空き家バンクに関していろいろ質疑がなされておりましたので、私のほうでは一つ提案ということで申し上げたいと思ひます。

今後、空き家バンク発足しまして、空き家に対してはいろんな方策、対策が講じられていきますけれども、先日、商工会の方々とお話をさせていただいたときに、空き店舗もあるよというふうにお話をいただきました。今、都心部から地方へ空き店舗を探しに来る方、要するに空き店舗と申しますか、店舗にできるような場所を探してくる問い合わせが幾つかあるということで、商工会の方々は開いている店舗にそこをうまくマッチングさせればいいんじゃないかということで、空き家バンクにひっつけてというか、こじつけですよ。こじつけみたいなんですよけれども、私、個人的に空き

店舗バンクという形で、そういった部分も含めて、空き家バンクで空き店舗も一緒に面倒を見るようなことができないものかということで、お尋ねしたいと思います。

○久原雅紀白石創生推進専門監

ただいまの質問の件でございますが、私ども今年度実施をしようとしております空き家バンク事業につきましては、空き家の利活用及び移住定住促進を目的として取り組んでおるところでございます。このことから、当初は専用住宅、また住居として必要な設備がある店舗兼住宅、これを対象物件ということで考えておるところでございます。

空き店舗等の要望等につきましては、当面、移住定住を目的とする方が店舗のみを必要とされるような場合でございますが、関連の施策を担当しております関係部署または機関などと連携しての対応をさせていただこうということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○川崎一平議員

時間がございませんので、最後に締めたいと思います。

そういった話もあるということで、今後いろいろ検討をしていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○片渕栄二郎議長

これで川崎一平議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時31分 休憩

10時50分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

重富邦夫でございます。12月議会、またことしの議会、最後の質問者として質問をいたしたいというふうに思います。

本日、2点質問を上げさせていただいております。

1点目として、騒音と振動問題、環境施策についての御質問でございますが、私たちの住む日本、世界では、地球温暖化を初め、気候変動によるさまざまな生活環境への影響によって、常に環境施策にも配慮を強いられているところでございます。その中に、大きく公害問題というものがございまして、戦後の高度経済政策による経済発展の急成長のひずみが1950年代ごろから顕在化し、日本の4大公害病である水俣病、第2水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病の発生を受け、公害対策に関する日本

の基本法である公害対策基本法が1967年に施行されております。

公害と申しましてさまざまな種類がございまして、この法律では主に大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つが規定をされております。その後、1968年に騒音規制法、1976年に振動規制法が施行されて、この公害問題は私たち人が住む全てのところに当てはまる大きな問題ということでもございまして、その中で、今回は振動問題ということで取り上げてまいります。

まずは町長、この振動問題に対して白石町長としてどのようにお考えになりますか。

○田島健一町長

重富議員からは、まずもって環境問題の一つである振動問題について、本町での考えということでございました。

議員も御承知のとおり、本町の平地部のほとんどの地盤は軟弱地盤でございます。その上に建築物や道路等が建設され、存在しているわけでございます。

昨日も、国道207号廻里津地区における振動問題の御質問もいただいたところでございます。新しい国道や県道、また本町においても現在、有明海沿岸道路を建設中でございますけれども、道路建設に当たっては、特に沈下、振動、騒音などを起こさないよう、法律にのっとり細心の注意を払いながら設計を行い、その上で工事がなされているというふうに思っております。町道の建設につきましても、努めて県道に準じてと申しますか、道路構造令という法律があるわけでございますので、これにのっとり設計、そして工事を行っているところでございます。

特にお尋ねの、現在、供用されている道路における道路振動、これに関する項目としては、交通量の増加、また交通車両の大型化、さらに道路構造など、さまざまな要因が考えられるのではないかとこのように思います。そこで、道路沿線の方々に、振動による影響を与えるようではいけませんので、先ほど申しましたように、先ほどの法律とはちょっと違いますけれども、騒音については振動規制法であるとか公害紛争処理法、こういったものもございまして、それに基づいた適切な対応をしていただけるものというふうに思います。いずれにしても、現地調査などを行いまして、定められております基準値を上回るようなことであれば、補修、改良等々を実施されていくものではないかとこのように思います。

白石町内の町道につきましては、交通車両が、大型車両が通行するような大きな町道は少のうございまして、小さな道路であっても振動や沈下を与えるようであれば、町道の入り口のところに交通制限、4トン車以上は通行禁止とか、そういったものを掲げて規制をしているところでございます。そういうことで、先ほど一般論と申しますか、国道や県道についてはそのような取り扱いでやられているというふうに認識をいたしております。

以上です。

○重富邦夫議員

白石町でも、この振動問題については、常に背中合わせというふうなことで、いわば生活の一部と言っていいほど、日常的に存在する問題でございます。

また、白石町において、軟弱地盤ということもあり、特に振動に関しては留意をされることというふうに思っております。

担当課にお聞きをいたします。

本年度、29年度において、騒音振動に関して、相談として何件ぐらいの相談件数がございますか。また、その相談のうち解決済みとされる件数、あわせてお願いいたします。

○門田藤信生活環境課長

この道路交通振動に対して、その相談件数と対応状況等について御答弁をさせていただきたいと思っております。

29年度の実績ということですが、これは29年度現在、相談件数があっておりますのは1件でございます。これにつきましては、福富地域の国道444号線に隣接しております事業者の方が、道路管理者である杵藤土木事務所へ直接苦情、相談があつておりました、町への直接の苦情相談ではございません。杵藤土木事務所から町への問い合わせと、振動測定の立会の依頼というふうなことで上がっております。

町への問い合わせに対する対応につきましては、振動測定器を所有されているのかの確認ということで、現在、所有をいたしておりますけれども、ここ数年、こういった事案等が少なかった、なかったこともありまして、使用した実績がなくて、また国道の騒音測定については、非常に交通量も多く、当町での機器を使用してこういったものを公表できる数値であるかどうか、こういったことも非常に問題であるかというふうなことで、お伝えをしているところでございます。

その後、このような状況で、杵藤土木事務所においても道路交通振動調査と、それから交通量調査をあわせて本年4月に一応実施がされておりましたことから、当所管であります生活環境課においても、調査については一応立会を行っているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

29年度1件ということで、まさにその話なんです、この振動被害によって建物への物的被害というものが極めて高いところから、振動の依頼をされたということで、土木事務所のほうから、その振動の継続の報告書というのが担当課のほうにも届いておると思いますが、その一部の資料をいただきまして、土木事務所のほうからの資料でございます。

持ち込み資料のほうに目を通していただきます。その資料の赤の蛍光ペンで書いているところでもございますけれども、振動規制法からいきますと、振動の規制基準というのが65デシベルというふうに、昼間の間は65デシベルという基準が設けられておいて、夜間では60デシベルということでございます。その中で最大値、4月19日から20日までの24時間、振動の計測を行われておりますが、その中で最大値として今、この赤のラインで書いている数値が確認をされております。

裏面を見ていただきたいと思っておりますが、これは全体的に見てみますと、確かに65デ

シベルの規制基準以下というように見えてとれるグラフでございますけれども、私が言いたいのは、この規制基準よりも高い振動が、時間を置いて実際に来ているというところ、これが何回も何回も定期的に来て、この1日だけではなくて、365日そこには車が、大型車両が通りますので、そういったことから、この規制基準以上の振動が何度も何度も襲って揺さぶられ、建物への被害につながるというふうなことがございまして、どうしても理不尽であるといえますか、基準値内ではあるんだけれども、こういうところが何回も来ると建物へは物的被害が生じると、証明できるものが何もないというような話でございました。

大変私は、この規制基準以下であっても、振動なしというふうに断じてしまつては、余りにも危険過ぎるのではないかというふうに思います。この土木事務所の主張、対応というものに対してどのようにお考えになるのか、お聞きをいたします。

○門田藤信生活環境課長

振動問題に対する対応、またどのように考えているのかというふうな御質問だったかと思えます。

住民の環境意識の向上とともに、道路交通環境面においても意識が高まってきている状況になっております。道路交通振動については、近年特に交通量の増加、車両の大型化、道路構造、舗装の老朽化等による、こういったものが原因ではないかというふうにも考えているところでございます。

本町は、道路規制法の規定によりまして、町内全域において生活環境を保全する必要がある第1種区域というふうに指定されておりました。昼間は65デシベル、それから夜間は60デシベルが一応限度値ということで定められておりました。この値につきましては、いわゆる制止している人や屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる程度の揺れというふうなことに、一応定義としてなっているところでございます。

苦情があった場合につきましては、振動規制法によりまして、市町村が対応しなければならないことと、それから振動規制法の定める限度値以下であっても、公害紛争処理法によりまして、法律で規定されている規制基準の超過の有無にかかわらず、公害に関する苦情相談については、地方公共団体の努力義務の規定が定めているところでございます。

このようなことから、苦情があった場合には、まず振動の発生源とか振動発生状況の聞き取り調査を行いまして、必要と判断した場合には現地調査、これは先ほども議員のほうから紹介ありましたけれども、振動調査とかあるいは交通量調査、こういったものが現地調査になるかと思えますけれども、また道路管理者等への働きかけが重要であり、こういったことが問題解決へつながっていくものだというふうに、一応認識をしているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

まさに今、答弁の中にもございましたけれども、振動規制法の定める限界値以下であっても、苦情の申し立てがあった場合、公害紛争処理法第49条の条文に基づき、関

係機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めなければならないという、地方公共団体の努力義務というものがございます。何とか、建物自体はやはり県への確認申請もとれており地盤沈下の兆しもない、また基礎施工がコンクリートパイル施工であって、なかなか地盤沈下等でなるといことが考えづらい建物であるということから、こういうところも考慮しながら、また対応をしていただきたいと思う反面、確かにこの部分は司法に訴えなければならない部分もあるというふうに私は理解をしておるところでもございますが、白石の町民の一人であること、町長が守らなければいけない一人であること、白石町内の出来事であることと、こういったことを含めて、できるだけ合意形成に至るまで働きかける努力義務があるというふうに思います。それが白石町長のおさとしての役目であるというふうに思いますが、町長の白石町民の目線に立った対応を強く要請いたしますが、お願いいたします。

○田島健一町長

現実として、振動での被害をこうむられた方がいらっしゃると、それについての対応ということでございます。

先ほど来お話しいたしますように、一般論のお話を差し上げたところでございますけども、本案件については、国道444号というところという話でございます。これについては、佐賀県の杵藤土木事務所の管轄でございますので、これまでも杵藤土木事務所と一般論としてのお話も差し上げていたところでございますけども、聞き及びますと、この地点においてはことし4月に振動調査、そして交通量調査というのが実施されて、先ほど議員お示しの報告書が提出されているようでございます。この調査結果を踏まえて、すぐさま土木事務所は舗装面の段差解消をまずされたというふうに聞き及んでおります。

今後については、再度建物調査の事前調査をまず行って、それから今度は160メートル程度の区間を舗装の下の路盤からやりかえての舗装補修工事を年度内に実施したいということを知っているところでございます。その後に、振動がどうなるかということになるわけでございますけども、町といたしましては、土木事務所が調査を4月にやった、そして路面だけをまず段差解消をした、今度は路盤からまたやり直すということ、そして事前調査もやりますので、その後の振動がどう変わってくるのかというのを、工事完了後を見定めた上で振動がなくなったのか、被害を与えないようになったのかというのを注視してまいりたいというふうに思います。それで、また何か違うこと、事象が出てきたら、またそれはそれで土木事務所と協議をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○重富邦夫議員

それでは、今後の経過措置というところにも注視をされながら、対応をお願いしたいというふうに思い、次の振動問題、関連の振動問題なんですけど、道の駅造成工事、有明海沿岸道路工事、町道武雄福富線拡幅工事等により、もう今現在も大型車両が増加をしております。こういったところから、振動、交通規制等での周辺地域の道路環

境の影響が懸念されるところでございますけれども、この周辺地域住民への配慮としてどのようにお考えになられているのか、お伺いいたします。

○荒木安雄建設課長

周辺地域への配慮はどのように考えているのかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、現在、福富地域周辺では、有明海沿岸道路整備工事を初めとする大規模な工事が集中していることは、皆様も御存じのことと思っております。

発注期間につきましても、有明海沿岸道路整備事務所、杵藤土木事務所、そして道の駅整備については町と、さまざまな機関での発注となっており、それぞれ説明会を開催し、地元からの意見、要望を第一に尊重しながら、また発注者間においても密な打ち合わせを行い、工事車両が同時期、同路線に偏らないようルート調整を行うなど、協議を重ねながら施工を行っているところでございます。

工事に当たっては、施工業者への道路使用許可後の工事施工となっており、町からの許可条件といたしまして、町道の制限速度15キロ、それから車両間隔100メートル以上などの条件を付して許可をいたしております。また、通学路等については、通行時間帯について、通学時等は安全を考慮し、制限を行うなど、町といたしまして、許可条件での制限を行っているところでございます。また、有明海沿岸道路に係る工事業者で組織されている有明海道路整備事業、福富校区安全協議会の中でも、土砂等の搬入、搬出、また特殊車両の乗り入れの際の振動対策には、細心の注意を払いながら、許可条件を遵守するよう徹底していただいているところでございます。

工事等に係る振動等の苦情が発生した場合には、町といたしまして、直ちに現場へ出向き、違反車両の特定、発注者への連絡指導を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○重富邦夫議員

この工事に関してでございますが、発注者側と施工業者側との協議のあり方だとか、こういうところをしっかりと密に連携をとっていかないと、工期の問題であったり、安全管理費の問題であったり、こういうところが加わってきて、最後には、例えば工期の設定は工事をやる上においては必ずやっておかなければならないことでもあり、そこがなければただらとなつて工事完了にまで至らないということから、工期設定はあるものの急がせるというか、こういう事態になったとき発注者側から急がせる、施工者側は言われたとおり工期におさまらなければなりませんから、ダンプとかそういう各下請の業者さんに同じように急がせてしまう。1回、1日5台走るのを6台走れ、7台走れというふうになってしまうんです、どうしても。そういうことから、協議会内で規定をされている制限速度だったり、進入時間だったり、こういうところが遵守されず、振動に至るというケースも考えられるわけで、こういうところからしっかりと、天気のことなども考慮されての工期ということもわかっておりますが、その工期、安全管理費の充実等も私は必要ではないかというふうにも考えますが、いかがお考えですか。

○荒木安雄建設課長

議員から以前、ダンプ車両等の速度、それから車両間隔等が守られていないということをお聞きしましたので、すぐ私、安全協議会のほうに出向きまして、一応指導はしたところでございます。

今後また安全協議会、月に1回開催されているようでございますので、またこういうことが起こらないよう、安全協議会の中でとにかく徹底をしてくださいということで、再度またこういうことが発生すればお願い、指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

この中には、何も言わずにひたすら我慢をしているという方も実際にいらっしゃるということを忘れずに、発注者側と施工業者との綿密な打ち合わせのもと、工事完了に向けて尽力願いたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

この質問は、時間の関係上、質問いたしたいんですが、また別の機会に取り上げさせていただきますので、申しわけございませんが、次の2項目めの質問に移ります。

児童・生徒への支援のあり方についてということで、特別支援学級や通級、特別に支援を要する児童・生徒への支援の状況についてでありますけども、今、小・中学校での学級の設置数及び人数がわかられましたらお願いいたします。

○石橋佳樹主任指導主事

お尋ねの児童数、設置数についてお答えいたします。

本町では、全ての小・中学校に、障がいの状況に応じた特別支援学級が設置されております。本年度、平成29年度においては、小学校で23学級、中学校で8学級、計31学級設置されております。人数は、合わせて100名ということになっております。

通級指導教室においては、小学校で福富小学校と有明西小学校の2校に、それぞれことばの教室と学びの教室の計4学級が設置されております。中学校においては、生徒の発達段階を考慮して、通級指導教室担当教員が白石中、福富中、有明中の3校を巡回をして指導を行うという体制をとって、今通級指導を行っているところです。

以上です。

○重富邦夫議員

その中で現在、通級がない学校区から通級のある学校まで、保護者が送迎をされて通学をされているという状況があるというふうにお聞きをしております。本来、通われている学校に設置をしてあれば、送迎の負担はないというふうに考えます。それに、各学校に設置をされていない理由としてどうなのかということと、送迎をされる保護者側が時間のとれる方はいいんでしょうけれども、仕事などの都合だとか、自分の置かれている家庭環境だとかで、時間の都合がどうしてもつかないというふうに言われる保護者に対してはどのような対応をとられるのか、あわせてお願いいたします。

○石橋佳樹主任指導主事

議員御指摘のとおり、現状では、通級指導教室のメリットとしては、子供たちが1週間のうち2時間から3時間程度、自分自身の実態に応じた指導を受けられるというメリットもある反面、在籍校に教室がない場合、どうしても保護者の送迎が今のところ必要条件となっているというふうなところがございます。

これまでも各学校にそういった、うちの子供を通級のほうでというふうな要望も数多くあっているようですが、そのような事例の中からは、保護者の方、家庭のお仕事の都合であるとか、なかなかほかの方の協力を得られないという理由で、それを今のところ見送っているという家庭も多うございます。

現状としては、送迎の問題については各家庭によるところが大きいと、その条件を満たすことが最低条件となっているため、どうしても在籍校の、今申し上げました福富小学校と有明西小学校の在籍児童が、通級指導教室に多く在籍しているという状況は確かにあります。

その点については、毎年、このように特別支援教育を必要とする子供たちは年々ふえておりまして、そういったニーズも高まっているということは十分認識をしていますが、県や国のほうに町のほうからも要望を出しているところですが、なかなか現状では、増設というところには至っていないのが現状です。

また、通級指導教室を設置したときの条件としては、町内にバランスよくというのがあったかと思います。小学校においては有明校区に1つ、福富校区に1つということ、地理的条件を考えると、ある程度保護者の距離の負担、送迎の時間の負担等も考慮した上で設置をさせていただいております。

またあわせて、学校の校舎であるとか、そういった教育環境において、どの学校に置いたほうがよりよい環境、よりよい指導を提供することができるかということも加味して設置されております。

以上です。

○重富邦夫議員

支援級でも通級でも、最後は保護者側の了解がなければ通えないというところではありますが、特別支援級に関して保護者側の意識といいますか、捉え方といいますか、特別支援学級が望ましいとの判定を受けた保護者は、さまざまなことを考えるんだろうというふうに思います。

これは、私が別に体験をしたわけではないので、必ずしもこうですよということではありませんが、考え過ぎたり、心配し過ぎたり、過保護と思ったり、友達をつくっていけるのか、いじめに直結するのではだとか、こういった、前向きな理解というよりネガティブに捉えてしまうことがあったりする、そういうときもあるんだろうと思います。そういった不安というものを取り除くために、保護者側には支援級や通級を深く理解をしてもらうということ、その過程があって、考えた上で結論を出していくということが大切だと思います。また、その結論やその後の期待に十分添えることのできる、何のひっかかりもなく当たり前の選択として得られる教育環境であってほし

いということをお伝えをしておきます。

それと、この通級だとか支援級だとか交流クラスだとか、毎年必ず先生方の異動というものがございます。そういったことで、支援級にしても通級にしても、ほぼ交流クラスに在籍をされてそこに通われるという方がほとんどだと思いますけれども、これが、担任の先生が変わるということは、その子供たちにとっては大きな環境の変化というものがございます。その中で、片方、交流クラスの担任の先生が変わり、また支援級、通級も一気に先生の交代があつてしまうと、なかなか環境の変化についていけずそれを家庭まで持ち込んでしまったりだとか、こういったメンタルの面とか、情緒を持たれている子供の方も、そういう心配をされる子供もいらっしゃいますし、保護者側に負担がかかる可能性が懸念をされるというところですが、どのようにそのあたりのことをお考えになられますか。

○石橋佳樹主任指導主事

議員御指摘の毎年行われる教職員異動との関連、そしてそれに与える影響への対応ということで理解してよろしいでしょうか。

まず、町単位、学校単位で毎年、学校教育の活性化、学校運営の柔軟な対応を目指し、教職員の異動は必ず行われるものであつて、それを踏まえて実際に次の年に通常学級の担任をどう配置していくのか、そして特別支援学級はどうかというところを教育委員会、そして最後は学校長の判断のもと進めていくわけですが、今言われた、当然、特別支援学級に限らず、担任の交代による子供たちへの影響というのは、もう非常に大きなウェイトを占めているところでございます。

そちらの配慮につきましては、教育委員会としましても、町全体のバランスを考えて、A学校にはこういったエキスパートの方がいらっしゃるの、今回B学校のこの方が実際異動をされた、ちょっとこの方というふうなことを考えることもありますし、またその結果、配置された職員の全体のバランスを考えながら、学校長においても、例えば通級指導教室が2クラスあるんですけども、2人が一気に抜けてしまうのは非常に影響が大きいということで、学校長も事前に、新年度を迎える前に、この方についてはそろそろ異動が考えられるので、スタッフの中からもう一人通級指導にお願いをして、もう一方の経験者と徐々に引き継ぎを踏まえながらつなげていくとか、そういった最大限の配慮は教育委員会とも協議をしながら進めているところでござい

ます。

説明になつたかどうかはわかりませんが、いきなりがらっと人がかわってしまうというのは、子供の教育上、非常に影響が大きいというのは、もう先ほども申し上げたところですので、そういった十分な引き継ぎであるとか、あるいはこの先生については保護者とのつながりがかなりあるので、これまでの経緯をしっかりと前年度のうちに、もう担当だけではなく学校全体で受けとめて、この子についてはこういう配慮が必要ですよというのを随時連絡を調整しながら毎年毎年引き継ぎをしていく、そして教育を続けていくというふうな体制をとるよう配慮しているところです。

以上です。

○重富邦夫議員

丁寧な対応をされているということで、今後とも大きく変化がないように対応していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問の、学校生活を送る上で必ずと言っていいほど通っていく人間関係の構築の上での問題でございますけれども、一般質問初日の教育委員会の答弁でもありましたけれども、学校におけるいじめの定義といじめに対する対応の方針について、いま一度御説明願います。

○石橋佳樹主任指導主事

まず、学校におけるいじめの定義について、改めて説明させていただきます。

佐賀県では、町もその方針に従っているわけですが、いじめとは学校内、学級内等において、一定の人的関係にある児童・生徒感で心理的、または物理的な影響を与える行為であるというふうに定義しております。この行為には、インターネット等を通じて間接的に行われているものも含まれます。そこで、当該行為の対象となった児童・生徒がその言動を受けて何らかの心身の苦痛を感じている状態であるというふうに考えております。

対応方針のところまでよろしいでしょうか。

対応方針については大きな4つの柱があって、1つ目が未然防止、2つ目が早期の発見、3つ目が発見した際の事案に対する対処、事案対処、4つ目が再発防止という柱です。本町でもこの方針に基づき、各学校と連携をして対応に努めているところで

先ほどの柱に基づいて話しますと、未然防止のためには、まず道徳教育、人権教育の充実等が欠かせません。いじめに向かわない態度、能力、感性等を育成するような授業づくりとか、集団づくりとか、学校づくりを行っているところです。

もう少し平たく言いますと、おかしいと思うことをみずから行わないというふうな強い意志を持つ、自分を律することであるとか、周囲のおかしいと思った言動などに対しては、しっかりと自分の判断に基づき声を上げ、行動として起こさなくてはいけないですよ、こういうことが大切なんですよというのを、先ほど述べたような場所で指導をしているというところです。

2つ目の柱です。じゃあ、全てがそれで解決するか、やっぱり子供は失敗をします。そのときの早期発見のために、日ごろからまず一番大事なのは、児童・生徒の丁寧な見守りを行って、子供たち一人一人に自信をつけさせて励ましていくことだろうと考えています。担任、そしてスクールカウンセラーによる関係機関との面談など、相談体制の整備も大切だろうと思いますし、また定期的に、いじめだけではないんですが、生活アンケートのような形でいじめに関するアンケート調査を行ったりしながら、アンテナをより高く、そしてより広い範囲で情報収集に力を注いでいるところです。

3つ目、起こってしまった場合の事案対処としては、日ごろの観察による気づき、またアンケートや保護者からの訴えなどでいじめと疑われる事案を覚知した場合、担任や管理職、関係職員で構成する校内対策委員会をまず開きます。そして、いじめの事実をどう確認するのか、聞き取りをどう行うのかという話し合いのもと、調査を行

って、それぞれの児童・生徒であったり周囲に配慮して、聞き取りを行うことがまず第一かと思います。先ほど申しましたいじめの定義に従い、明らかになったその事実が、行為がいじめに当たるのかというふうな判断をして、ああ、やはりこれはいじめと認められるという認知の判断に至るわけです。

いじめを認知した場合は、校内対策委員会で再度、その後の追加の調査方法や被害や他害児童・生徒へどのようにアプローチしていくのか、また保護者への説明や保護者間の謝罪の場等をどう設定していくのかなどを、協議をもとに校長が最終的に決定し、指示を行って行動に移すこととなります。

さらに、事案の状況に応じてですが、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催することもあります。特に、重篤であるという事態が発生した場合は、白石町内でも学校いじめ問題調査対策委員会という委員会を立ち上げておりますので、そこで調査を行って、学校と連携して事案に対応するようにする準備もしております。今のところ、そういった事案はございません。そういった形で、学校と連携して事案に対処するということです。

とにかく大切なのは、まずは、第1は被害児童・生徒へのケアでございます。そして、加害生徒への今後のつき合い方、今後の行為についての指導、そして保護者の理解を得る場、そして謝罪の場で関係の修復を図るというふうな流れになろうかと思います。

そして、やっぱりこの後が大事なのが、4つ目の再発防止です。済みません、ちょっと長くなっていますが。この先の関係児童・生徒のよりよい関係修復をもとに、3箇月程度の経過観察が必ず必要だというふうな指導を受けております。それに基づいて、学校も、教育委員会も観察を行っております。それで、通常の生活に戻った状態になれば、一定の解消を得たというふうな判断に至ります。

最後になりますが、いじめへの対応としては、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るという認識を教育委員会、学校ともに持っております。また、担任など一部の職員が対応するのではなく、学校がチームとして組織的に対応するということが大事だと思っております。今後もそういった認識を持ちながら、対応に努力していきたいと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

丁寧な説明で質問することがなくなってしまうましたが、私は社会活動においても、いじめに起因するということが日常生活において常にあると、今現在も普通に生活しているところで発生を、隣り合わせにあるというふうに思っております。

私の中では、教育者の皆様方からすれば浅はかな考えだというふうに言われるかも知りませんが、このいじめという表現に対しては、その当事者が立ち向かう心が折れたとき、また立ち向かうことができなくなったときや、またさらにそれを追い込む行為があったとき、初めていじめと呼べるんだらうというふうに私は思います。それ以前のことは、私は健全な闘いというふうな表現をいたします。

こういったいいこと、悪いこと、また立ち向かう心とか逃げるタイミング、コミュ

ニケーション能力であったり問題に対する解決能力、そういったことをその児童・生徒みずからが体験をして、心として、体として学んでいかなければならない、そういった能力を身につけさせなければならないということが教育の一環だというふうには思います。

こと、このいじめに関しては、先ほど答弁でもおっしゃられましたが、できるだけ小さいうちに解消をしておくということが重要である反面、保護者や先生が首を突っ込み過ぎるということも、いろいろな能力を身につけさせることの妨げになる、子供たちのいい意味での経験を奪うことにもつながる、その可能性があるということです。非常に難しい対応だと思います。別の視点から見てみますと、児童・生徒たち自身で解消することはどうだろうかと考えたとき、発達段階にある子供たちに解決の能力が備わっているのか、ここにも疑問が残るところでもございまして、しかしその解消する能力はなくとも、解消しようとする行為、ここには可能性があると思います。必ず、正義感を持ったり、勇敢な心の持ち主がいるというふうには信じます。そういった素直に勇気ある一歩が出しやすいような学校教育で、さらに考えていくことを期待しております。

私が、自分の娘が今、小学校5年生なんです、この子が一番最初に生まれたときに、よく周りの人から、一番最初に生まれたからかわいがられるだとか、初孫だからかわいがられるだとか、よく聞く言葉ではありますが、そう言われておりましたが、私は逆に一番最初に生まれたこの子が一番かわいそうだなというふうにそのとき思っていたんです。なりたてのお父さん1年生ということで、結局子育てに関しても、いろいろな場面での対応の仕方だったり、言葉のかけ方だったり、こういうことが全く素人、経験がないわけでもございまして、子供を愛するという気持ちこそ変わりませんが、そういったところで、2人、3人、4人と子育てをすることによって中身が充実してくるといいますか、これが学校の先生にも言えることだと思います。新任の先生もしくは初めて担任を受け持つ先生からすれば、学校運営だったりクラス運営に一生懸命になって、本来子供たちの調子や状態に気づきづらい環境下にあるのかなというふうには思います。そういったとき、ベテランの先生だったら小さいときに気づいて対応して解消に向かえたことも、経験が浅かったがゆえに気づけなかったという可能性も出てきます。そういったとき、そういった意味で新任の先生とベテランの先生の指導に対する、児童・生徒に、教育に対する平等性というものがどのように担保されるのか、難しい問題ですが、どのようにお考えになりますか。

○石橋佳樹主任指導主事

非常にデリケートなところでもあるかとは思いますが、学校を構成する職員というのは、経験の深い、浅いございます。そして、年齢の高低ございます。基本的には、それぞれのまずはよさを生かすという教育が一番大事であるかなと考えているところです。

私も学校現場に長く勤めておりましたけども、私ぐらいの年齢になるともう子供が寄りつきません。20代、30代の先生は、経験は浅いんですけども子供は好きなんです。これは説明がつかないんです。教育のよさかなとも思うんですが、経験の浅さをそう

いった若さや、そして積極的に向かう姿勢でカバーをされているんだろうと思います。

私たちの年齢になると、どうしても守りに入る部分があって、ただ冒頭に言われた事例のように、例えば若いからこそ子供たちの細かな様子に気づかないとか、そういったところは、恐らくゼロではないと思います。ただ、それは先ほど申し上げました担任がその学級の子供たちを最終的に背負うわけではございません。学級全体、そして教頭、校長の支えがあってこそその学級経営でございます。日ごろから町内の校長もほぼ毎日授業参観に出かけております。教室の授業参観であったり、あるいは現在は級外の先生が例えば算数やその他教科の指導をチームティーチングで行ったり、あるいは休み時間に子供たちの変調に保健室で養護の先生が気づいたり、いろんなケースがあるわけです。その都度その都度、連絡調整、そして連絡相談をしながら、あ、ちょっとこの子の表情気になったよというような声を保健室のほうからよく聞くこともございます。そういったところをアンテナを高くしながら、もう最後はチームという言葉になると思うんですが、そういった対応を町でも望むところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

それでは、次の質問に移ります。

学童保育のことに關してですが、少々時間がございませんで、私が学童保育だとか教育のことに對して、ある一人の方と話をさせていただいたとき、非常に感銘を受けまして、その中身を要約して紹介いたしますと、その方は、これからの教育は小学校、中学校の義務教育、学校間のその枠の中でなく、学童だとか保育だとか、こういうところも一緒に教育をしていくんだと。その方は赤ちゃんがいて、年少、年中、年長と続き、異年齢のクラスで子供を育てることによって、いろいろな経験をして心の形成ができる。そういった意味でも、子供たちがお兄さん、お姉さんから優しくされたりだとか、心に残り、自分もそうしてあげたいというふうに思うことだったり、立ち向かうことだったり、そういう小さいときにその形成ができるということは、恐らく、いわば家族というふうな捉え方だとは思いますが、このように心を形成させるというふうな同じ理念のもと、保育も教育もあるべきではないかというふうにおっしゃられておりました。そういったことが人間愛だったり、郷土愛が培われ、地域の定住にもつながる、20年、30年先を見越した教育のあり方のことを話をされておりました。

本当に、なるほどなという思いで聞いておったところなんですが、これは学校教育ではコミュニティ・スクールということで、そういった意味での活動、教育方針をとられておるんですが、学童と保育園、さまざまなハードルがございませうけれども、福富地域、小中一貫という流れもございませう。今後、この学童保育のあり方について、どのように展望を抱いておられるのか、伺いをいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

現在、白石町におきまして、全ての小学校区に学童クラブを設置しているところでございます。

学童保育の運営につきましては、民間委託や民間事業者の参入は一つの方法として、有効な手段として考えております。また、全国的には、民間への委託等が徐々にふえており、県内でも幾つかの市町が学童保育事業の委託を行っている状況でございます。

本町では、学童保育を民間事業に委託した場合のシミュレーションをいたしました。が、支援員の安定的な雇用や配置、事務の軽減などのメリットはございますけれども、経費の増額が見込まれております。また、一番大切なことは、子供たちにとって負担が少なく、快適な居場所にしていくことだと考えております。今のところは、公設公営で運営していきたいと考えておりますけれども、将来何らかの事情により、民間への委託も検討する可能性が出てくるかもわかりませんということでお答えしておきます。

また、議員言われております異年齢との交流ということで、保育園とか小学校とか中学校の交流ができるような施設があれば、それはできるのかなと思いますけれども、今のようならばらのような状況では、なかなかそれは難しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

時間となりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。

○片渕栄二郎議長

これで重富邦夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時51分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

午前中の重富邦夫議員の一般質問に対し、答弁の一部訂正をしたいと生活環境課長から申し出がっておりますので、発言を許可します。

○門田藤信生活環境課長

午前中の重富議員の一般質問に対して訂正のほうをさせていただきたいと思っております。

これは、振動に関する相談件数とその後の対応状況ということで答弁をいたしましたけれども、まず杵藤土木事務所からの町の問い合わせと振動測定の立会についての依頼がありましたということで回答いたしましたけれども、町の問い合わせ、いわゆる振動測定器を所有されているのかの確認というこの問い合わせなんですけれども、これは28年度に一応行われております。それと、相談件数については1件というふうに申し上げましたけれども、これは所管課であります生活環境課に寄せられた件数ということで、訂正とおわびを申し上げます。よろしく願いいたします。

○片渕栄二郎議長

ただいまの申し出については、会議規則第62条の規定に準じ、発言の訂正を許可することといたします。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第88号「白石町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第88号「白石町税条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第89号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

これの平成30年4月からの分の影響額、大体でいいです。

○松尾裕哉総務課長

白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今回、補正予算でもお願いをいたしておりますけど、902万2,000円を補正でお願いしておりますので、大体同額のような、率をそれぞれ分けるだけですので、余り変更はないというふうに感じております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第89号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第90号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより日程第5 議案第90号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第91号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第91号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第92号「教育委員の任命について」を議題とします。
質疑ありませんか。

○西山清則議員

堤王宏さんについてですけども、多分、勤務が福岡だと思いますけども、教育委員としてはかなりの出る場が多いと思いますけども、その辺の考慮はどんなふうになって御指名されたのか、任命されようとしているのか、伺いたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

議員おっしゃいますとおり、福岡のほうの医療法人の歯科の副院長ということでお勤めでございます。その関係もございましたので、堤王宏氏には教育委員としてどういふものに出なければならぬかというような1年間の日程等を、一応予定でございますけども、それを差し上げました。それで、勤務自体の融通はきくということで、自分についても仕事には影響はないということでございましたので、そこを了承いただいた上で任命のこの議案書をつくっております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第92号「教育委員の任命について」を採決します。

本案は、教育委員会委員として堤王宏氏の任命について議会の同意を求めるものです。この採決は、議員申し合わせにより無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は議長を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に溝上良夫議員、友田香将雄議員の2名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、立会人に溝上良夫議員、友田香将雄議員の2名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

溝上良夫議員、友田香将雄議員は開票の立会をお願いします。

〔開票〕

立会人は議席にお戻りください。

投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票。無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成15票。

以上のおり賛成全員です。よって、議案第92号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、発議第4号「道路事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について」を議題とします。

事務局に意見書案を朗読させます。

○小柳八束議会事務局長

朗読いたします。

道路事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）。

当町においては、地方創生を支える重要な道路と位置づけて有明海沿岸道路の整備が進められている。また、児童や生徒の安全・安心な道路網の整備として通学路整備事業や老朽化対策として道路改築、修繕事業に取り組んでいるところであり、今後も計画的かつ着実な道路整備を進めるためには、予算の確保及び拡充は不可欠である。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等をかさ上げされているが、

この規定は平成29年度までの時限措置となっている。このままでは、地域経済の持続的発展を支えるための道路整備を進めているこの時期における補助率の低減は地方創生の取り組みと自治体経営にも多大な影響が生じることとなる。よって、国においては、道路財特法の規定による補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日。佐賀県白石町議会。

衆議院議長大島理森様、以下、敬称を略します、参議院議長伊達忠一、内閣総理大臣安倍晋三、財務大臣麻生太郎、国土交通大臣石井啓一、内閣官房長官菅義偉。

以上です。朗読を終わります。

○片渕栄二郎議長

提出者の趣旨説明を求めます。

○井崎好信議員

発議第4号「道路事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について」提案理由を説明をさせていただきます。

道路は、活力ある自立した地域社会の形成や産業の振興、経済活動の拡大を図るとともに、日常生活を支える基礎的な社会資本であります。また、地域間の交流や連携を促進し、豊かで安心して暮らせる地域社会を実現するには、その着実な整備が必要不可欠であります。地方が道路整備を計画的かつ着実に推進し、老朽化した道路施設の維持管理及び更新を計画的に進めることが必要と考えます。

現在、道路事業におきましては、道路事業整備に係る国の財政的な特別措置に関する法律、いわゆる道路財特法がありまして、補助率、交付金がかさ上げをされております。時限立法でございまして、補助率が低減されることは本町にとりまして非常に死活問題となるところかと思えます。よって、会議規則第13条第2項の規定により意見書案を提出するものであります。議員皆様方の御理解、御賛同をよろしくお願いをいたします。

○片渕栄二郎議長

提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

発議第4号は、全議員による提出であり、内容等も判明していますので、質疑、討論を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより発議第4号「道路事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について」を採決します。

お諮りします。

発議第4号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程を終了しました。

お諮りします。

明日12月14日は補正予算に関する議案調査等のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、12月14日は休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会します。

13時40分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月13日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 片 渕 彰

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 小 柳 八 束